

●ビデオ会議の実施について（平成 24 年 12 月 21 日日本学術会議第 167 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 ビデオ会議とは、次の各号の要件すべてに合致する会議をいう。 （1）日本学術会議庁舎以外の場所から参加する者（以下「遠隔地参加者」という。）が、電気通信技術とビデオ会議ソフト（スカイプ等）を用いて音声及び映像を即時に他の参加者に伝達すること（遠隔地参加者間の伝達を含む。）により、参加者が一堂に会するのと同等の議論を行えるものであること （2）遠隔地参加者が会議に参加している間は、当該参加者を画面上で確認できること （3）<u>非公開案件は除いたものであること（P）</u> 2 ビデオ会議は、<u>幹事会、委員会、分科会、小分科会及び小委員会</u>（以下「委員会等」という。）において実施することができる。 （略） 6 ビデオ会議を実施する場合の資料については、会議開催日の 2 日前（行政機関の休日を除く。）までに電子メール又は郵便等で事務局に送付することとする。事務局は当該資料をメールで送付もしくは掲示板に掲示することとする。<u>ただし、幹事会については、日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 1</u>	1 ビデオ会議とは、次の各号の要件すべてに合致する会議をいう。 （1）日本学術会議庁舎以外の場所から参加する者（以下「遠隔地参加者」という。）が、電気通信技術とビデオ会議ソフト（スカイプ等）を用いて音声及び映像を即時に他の参加者に伝達すること（遠隔地参加者間の伝達を含む。）により、参加者が一堂に会するのと同等の議論を行えるものであること （2）遠隔地参加者が会議に参加している間は、当該参加者を画面上で確認できること （3）<u>非公開案件は除いたものであること</u> 2 ビデオ会議は、委員会、分科会、小分科会及び小委員会（以下「委員会等」という。）において実施することができる。 （略） 6 ビデオ会議を実施する場合の資料については、会議開催日の 2 日前（行政機関の休日を除く。）までに電子メール又は郵便等で事務局に送付することとする。事務局は当該資料をメールで送付もしくは掲示板に掲示することとする。

<u>0月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第7条第4項及び第8条第1項に定めるとおりとする。</u> (略)	(略)
--	-----

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

●幹事会におけるビデオ会議の実施について

〔平成 2 8 年 ○ 月 ○ 日〕
日本学術会議第○回幹事会申合せ

幹事会におけるビデオ会議の実施に当たっては、ビデオ会議の実施について（平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日日本学術会議第 1 6 7 回幹事会決定）に基づき、以下のとおり運用を行うこととする。

- 1 幹事会については、構成員が日本学術会議庁舎に一堂に会することを原則とし、特段の事情があると議長が認める場合に限り、ビデオ会議ソフト（スカイプ等）を用いて参加できることとし、一回の幹事会につき 2 名の参加を上限とする。
- 2 ビデオ会議ソフト（スカイプ等）での参加を申し出ることのできる者は、勤務地が関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の外であって、勤務先の状況に照らして日本学術会議庁舎に集合することが困難な特段の事情がある場合に限ることとする。
- 3 ビデオ会議ソフト（スカイプ等）での参加希望者が 2 名を上回った場合は、議長が勤務先の状況等の特段の事情を考慮して調整を行うこととする。

●会長補佐及び会長アドバイザーの指名等について（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
●<u>日本学術会議アドバイザー等</u>について <u>日本学術会議に以下のアドバイザーを置くことができる。</u> (削除) <u>1. 日本学術会議アドバイザー</u> <u>(1) 会長又は副会長は、日本学術会議の活動に助言を行う者として、会員又は連携会員の中から、日本学術会議アドバイザーを指名することができる。ただし、特に必要と認められる場合には、幹事会の同意を得て、会員又は連携会員以外の者を指名することができる。</u> <u>(2) 会長が指名する者は6名以内、副会長が指名する者は9名以内とし、任期は当該期末を超えないものとする。</u> <u>(3) 日本学術会議アドバイザーを指名した場合には、氏名を幹事会に報告するものとする（①で幹事会の同意を得たものを</u>	●<u>会長補佐及び会長アドバイザーの指名等</u>について (会長補佐) 第1条 会長は、その職務を助ける者として、会員又は連携会員の中から、会長補佐を指名することができる。 2 会長補佐は5人以内とし、その職務は会長及び副会長の協議により決めるものとする。 3 会長補佐を指名した場合は、会長は、その氏名を幹事会に報告するものとする。 (会長アドバイザー) 第2条 会長は、その職務に関して助言を行う者として、会員又は連携会員の中から、会長アドバイザーを指名することができる。ただし、特に必要と認められる場合には、幹事会の同意を得て、会員又は連携会員以外の者を指名することができる。 2 会長アドバイザーは6人以内とする。 3 会長アドバイザーを指名した場合は、会長は、その氏名を幹事会に報告するものとする（第1項ただし書の規定により幹事会の同意を得た場合を除く。）。

(提案取り下げ)

【機能別委員会】

○委員の決定（追加1件）

(科学者委員会)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
藤井 孝藏	東京理科大学工学部情報工学科教授	第三部会員

※平成28年6月1日より就任

分野別委員会運営要綱(平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定)の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域研究委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	地域研究委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会	近隣地域から地球全体に至る様々な空間スケールで発現している自然的・人文社会的諸現象とその相互関係及びそれらを表現する地図・地理空間情報を扱う地理教育のありかたについて検討し、提言を行う。	30名以内の会員又は連携会員			地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会	近隣地域から地球全体に至る様々な空間スケールで発現している自然的・人文社会的諸現象とその相互関係及びそれらを表現する地図・地理空間情報を扱う地理教育のありかたについて検討し、提言を行う。	30名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会自然地理学・環境防災教育小委員会	自然地理学・環境防災教育の現状・課題の整理学校教育現場における自然地理学・環境防災教育の充実に関する審議に係ること	20名以内の会員、 <u>連携会員又は会員若しくは連携会員</u> 以外の者			地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会自然地理学・環境防災教育小委員会	自然地理学・環境防災教育の現状・課題の整理学校教育現場における自然地理学・環境防災教育の充実に関する審議に係ること	15名以内の <u>会員、連携会員又は会員若しくは連携会員</u> 以外の者	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会・機械工学委員会合同フロンティア人工物分科会	フロンティア人工物分野に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
	総合工学委員会・機械工学委員会合同フロンティア人工物分科会フロンティア人工物ビジョン小委員会	1. フロンティア人工物分野の将来像および研究計画に関する、シンポジウムの企画と調整 2. 同将来像および研究計画に関する、関連学協会との協議 3. 同将来像および研究計画に関する、大型研究計画提案に向けた提案者との摺り合わせ協議 4. 同将来像および研究計画に関する、提言発出に向けた、分担の調整と修文に係る審議に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
	(略)	(略)	(略)	(略)

総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会・機械工学委員会合同フロンティア人工物分科会	フロンティア人工物分野に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
	総合工学委員会・機械工学委員会合同フロンティア人工物分科会フロンティア人工物ビジョン小委員会	1. フロンティア人工物分野の将来像および研究計画に関する、シンポジウムの企画と調整 2. 同将来像および研究計画に関する、関連学協会との協議 3. 同将来像および研究計画に関する、大型研究計画提案に向けた提案者との摺り合わせ協議 4. 同将来像および研究計画に関する、提言発出に向けた、分担の調整と修文に係る審議に関すること	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
	(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この決定は、決定の日から施行する。

地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同
地理教育分科会小委員会の設置について

分科会等名：自然地理学・環境防災教育小委員会

1	所属委員会名	○地域研究委員会 地球惑星科学委員会
2	委員の構成	<u>20名以内</u> の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	日本学術会議「日本の計画」（2002年）は、循環型社会における地球規模の環境問題解決能力の育成には、人間と社会の関係が歴史的のみならず風土的・空間的な存在であることの理解が必要であると指摘している。本小委員会は、自然環境を人間活動との関係で捉える自然地理学の視点や方法論を整理し、大学教育における重要性を明らかにするとともに、研究成果が環境・災害問題解決を考えるための根幹となる「地球観」や「災害観」の育成において如何に重要かを検討する。地理教育の重要性とその推進は日本学術会議対外報告「現代的課題を切り拓く地理教育」（平成14年）でも提言され、防災分野でも「地球規模の自然災害に対して安全・安心の社会の構築」（平成19年）において、ハザードマップ等を利用した地学・地理教育の推進の必要性が提言され、「東日本大震災を教訓とした安全安心で持続可能な社会の形成に向けて」（平成26年）においても繰り返されている。新指導要領「地理A」には防災関連の教育内容が既にカリキュラムに入っている。また、「新しい高校地理・歴史教育の創造ーグローバル化に対応した時空間認識の育成ー」（平成23年）において今後の必修化の必要性が提言されている「地理基礎」においても、自然地理は重要な位置づけを負う。本小委員会は、近年の自然地理学の研究成果を取り入れ環境・防災地理教育の内容改善を目指し、教育現場における実現の方策についても検討する。
4	審議事項	自然地理学・環境防災教育の現状・課題の整理 学校教育現場における自然地理学、環境防災教育の充実
5	設置期間	<u>常設</u>
6	備考	※委員の構成の変更

総合工学委員会・機械工学委員会合同
フロンティア人工物分科会小委員会の設置について

分科会等名：フロンティア人工物ビジョン小委員会

1	所属委員会名	○総合工学委員会 機械工学委員会
2	委員の構成	<u>20名以内</u> の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	航空・宇宙、船舶・海洋分野等での到達範囲の限界域は「フロンティア」と呼ばれ、総合工学委員会の下、当分科会が、到達能力の獲得をテーマとした研究活動について、関連学協会と連携しつつ、その将来像を探り、獲得に必要な環境整備や体制および研究計画の策定を検討してきた。 この分野は、月惑星探査や海洋・深海探査を包含し、「行ける能力」の獲得に続いて、「行けた能力」を以って、太陽系や生命の起源に関わる理学研究や、その他の産業等の利用・応用の機会を提供し、現在地球および人類が直面しているエネルギー、環境問題の解決や、大地震などの防災にも貢献し、安全・安心で豊かな生活の実現、そして人類の持続性確保に通ずる能力を供給する。 我が国における研究環境は、経済・社会情勢を反映して、視点の近い出口戦略を強調される状況に置かれる傾向にある。本ビジョン小委員会では、フロンティアへ到達させる能力の獲得という主題を改めて確認し、その目的を第1,2部研究者とも共有し、現状の研究推進の制度や方策における問題点を抽出して、推進戦略や新制度の設置と推進方策の改善を検討することを目的とする。その過程で、シンポジウムを開催するとともに、最終成果を新たな提言にて発出することをアウトプットとする。
4	審議事項	1. フロンティア人工物分野の将来像および研究計画に関する、シンポジウムの企画と調整 2. 同将来像および研究計画に関する、関連学協会との協議 3. 同将来像および研究計画に関する、大型研究計画提案に向けた提案者との摺り合わせ協議 4. 同将来像および研究計画に関する、提言発出に向けた、分担の調整と修文
5	設置期間	常設
6	備考	※委員構成の変更 (提言を起草するにあたり、定員を増員する必要があるため。)

【委員会及び分科会】

○委員の決定（追加1件）

（総合工学委員会・機械工学委員会合同フロンティア人工物分科会）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
観山 正見	広島大学学長室特任教授	第三部会員

部が直接統括する分科会の廃止について

分科会等名：ゲノム編集技術のあり方検討分科会

1	担当部及び関係委員会名	第二部
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	ゲノム編集技術 (genome editing) は、ゲノム配列が既知の生物種において、点突然変異や DNA 断片挿入・欠失を標的遺伝子の標的配列に高精度・高効率で行うために最近開発された技術である。本技術は、酵母からマウス、ヒト、植物にいたるまで広い生物種に適用可能であり、基礎研究のみならず、医療や農林水産等の分野などにおける遺伝子改変生物・細胞の作出とその実用化が急速に試みられつつある。一方、本技術は従来の遺伝子改変技術と異なり、ベクター（遺伝子導入のために目的遺伝子とともにゲノム DNA に挿入される人為的 DNA 断片）配列をゲノムに残さないもので、作出された遺伝子改変生物・細胞が本技術によって人為的に得られたのか、あるいは自然におこる突然変異によって得られたのかを作出後に見極めることができない。さらに、遺伝子改変効率が高いために、従来法では困難であった生殖細胞・初期胚を遺伝子改変することも可能である。このため、本技術の医療への応用には生命倫理上の問題点が指摘されている。このような状況に対応して、2015 年 12 月には、米国、イギリス、中国の科学アカデミー団体の主催により国際ゲノム編集サミット (International Summit on Human Gene Editing) が開催され、専門家やステークホルダーによる討論の結果、本技術を用いた今後の研究指針について声明が出された。従って、本技術を用いた研究およびその医療を含む産業応用について我が国の現状を明らかにし、その有用性と倫理的問題点を精査する事で我が国のアカデミアとして、ゲノム編集技術に関する研究指針および適切な規制のあり方を検討する必要がある。 本分科会では、ゲノム編集技術のあり方について具体的な提言を作成することを目指し、その専門性を有する第二部に設置するが、生命倫理および規制のあり方について専門性を有する第一部からの参加を求める。
4	審議事項	1. 我が国におけるゲノム編集技術を用いた基礎・応用研究の現状分析 2. ゲノム編集技術を用いた研究の社会的功罪の検討

		3. ゲノム編集技術に関する研究指針の策定と、これをある種の研究に用いることを規制する必要性の有無の検討に係る審議に関すること
5	設 置 期 間	<u>時限設置</u> 平成28年1月29日～平成29年9月30日
6	備 考	<u>第229回幹事会承認に基づき、平成28年5月20日をもって廃止する。</u>

平成 28 年 5 月 20 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおりに課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 大西 隆（会長）
2. 委員会名 医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 29 年 9 月 30 日

4. 課題の内容

（1）課題の概要

ゲノム編集技術（genome editing）は、ゲノム配列が既知の生物種において、点突然変異や DNA 断片挿入・欠失を標的遺伝子の標的配列に高精度・高効率で行うために最近開発された技術である。本技術は、酵母からマウス、ヒト、植物にいたるまで広い生物種に適用可能であり基礎研究には不可欠の技術となっていると同時に、さまざまな遺伝子改変生物・細胞の作出とその実用化が盛んに試みられつつある。一方、本技術は従来の遺伝子改変技術と異なり、ベクター（遺伝子導入のために目的遺伝子とともにゲノム DNA に挿入される人工的 DNA 断片）配列をゲノムに残さないため、作出された遺伝子改変生物・細胞が本技術によって人為的に得られたのか、あるいは自然におこる突然変異によって得られたのかを作出後に見極めることができない。さらに、遺伝子改変効率が高いために、従来法では困難であった生殖細胞・受精初期胚を遺伝子改変することも可能である。このため、本技術の医療への応用には生命倫理上の問題点が指摘されている。

本委員会では、具体的には以下のような我が国における医学・医療領域におけるゲノム編集技術について以下の検討に係る審議を行う。

1. ゲノム編集技術を用いた医学・医療分野における基礎・応用研究の現状分析
2. 生殖細胞・受精初期胚を対象にゲノム編集技術を用いることの生命倫理上の問題点の検討
3. ゲノム編集技術を用いた医学研究とその臨床応用にあって留意すべき基本的

な考え方の検討

(2) 審議の必要性

本技術を臨床応用することの生命倫理上の問題は近年急速に注目を集めており、2015 年 12 月には、米国、イギリス、中国の科学アカデミー団体の主催により国際ゲノム編集サミット (International Summit on Human Gene Editing) が開催され、専門家やステークホルダーによる討論の結果、本技術を用いた今後の研究指針について声明が出された。従って、日本学術会議として、本技術を用いた医学領域における基礎研究および臨床応用について我が国の現状を明らかにし、その有用性と倫理的問題点を精査する事で我が国のアカデミアとして、ゲノム編集技術を用いた医学研究と、その臨床応用について留意すべき基本的な考え方を早急に検討する必要がある。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

- ・なし

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・米国科学アカデミー他 ヒトゲノム編集国際会議声明 (2015 年 12 月)
- ・総合科学技術会議 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方 (2004 年 7 月)
- ・厚生労働省 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 (2015 年 8 月)
- ・厚生労働省／文部科学省 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 (2010 年 12 月)

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ・なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

会長から各部に対して委員の推薦を依頼し、設置提案と同時に幹事会提案を行う。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員 2 ～ 3 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会設置後、鋭意会議を開催して第 23 期中に提言を公表することを期するものである。

6. その他課題に関する参考情報

内閣府総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会がヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について鋭意検討を行っている。

医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会
設置要綱(案)

〔平成 28 年 ○ 月 ○ 日〕
日本学術会議第○回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、生殖細胞・受精初期胚を対象としてゲノム編集を実施する医学・医療領域における基礎研究・臨床応用の現状と問題点を精査し、我が国科学界がこれらの研究を実施する上で留意すべき基本的な考え方を検討する。

(組織)

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

○委員の決定（新規１件）

（医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考	推 薦
石川 冬木	京都大学大学院生命科学研究科教授	第二部会員	第二部
五十嵐 隆	国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長	連携会員	第二部
岡野 栄之	慶應義塾大学医学部長	連携会員	第二部
佐藤 文彦	京都大学大学院生命科学研究科教授	連携会員	第二部
建石真公子	法政大学法学部教授	連携会員	第 二 部
柘植あづみ	明治学院大学社会学部社会学科教授	連携会員	第一部
町野 朔	上智大学生命倫理研究所客員研究員	連携会員	第二部
松原 洋一	国立成育医療研究センター研究所長	連携会員	第二部

平成 28 年 5 月 20 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 大西 隆（会長）
2. 委員会名 安全保障と学術に関する検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 29 年 9 月 30 日

4. 課題の内容

（1）課題の概要

日本学術会議は 1950 年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明（声明）」を、1967 年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出した。近年、軍事と学術とが各方面で接近を見せている。その背景には、軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある。他方で、学術が軍事との関係を深めることで、学術の本質が損なわれかねないとの危惧も広く共有されている。

本委員会では、以上のような状況のもとで、安全保障に関わる事項と学術とのあるべき関係を探究することを目的とする。

具体的には、以下のような審議事項を想定している。

- ① 50 年及び 67 年決議以降の条件変化をどうとらえるか
- ② 軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について
- ③ 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響
- ④ 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
- ⑤ 研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか

（2）審議の必要性

上記の通り、状況の変化等を踏まえ、日本学術会議としても、安全保障に関わる事項と学術のあるべき関係について我が国の学術界が採るべき考え方を改めて検討す

る必要がある。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

- ・1950 年 声明「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」
- ・1954 年 声明「原子力の研究と利用に関し、公開、民主、自主の原則を求める声明」
- ・1967 年 声明「軍事目的のための科学研究を行わない声明」
- ・2012 年 報告「科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討報告」（科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討委員会）
- ・2013 年 声明「科学者の行動規範一改訂版一」

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・必要に応じて他国における安全保障と学術の関係について参考としながら活動していく必要がある。

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ・なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

会長から各部に対して委員の推薦を依頼し、設置提案と同時に幹事会提案を行う。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

会長、副会長 3 名、各部からの推薦者 3 名（部役員も対象とする）、及び会員・連携会員からなる計 20 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

夏季部会、総会等をはじめ様々な機会に会員・連携会員からの意見を聴く機会を設ける。委員会設置後、鋭意会議を開催して今期に意志の表出を公表することを期するものである。

6. その他課題に関する参考情報

なし

安全保障と学術に関する検討委員会設置要綱（案）

平成 28 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、安全保障と学術に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第 2 委員会は、安全保障にかかわる事項と学術との関係について、日本学術会議がとるべき今日的な考え方に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長 3 名、各部からの推薦者 9 名（各部から 3 名）、及び会員・連携会員の 20 名以内をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）及び事務局企画課の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

○委員の決定（新規１件）

（安全保障と学術に関する検討委員会）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考	推 薦
大西 隆	豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授	会長	
向井 千秋	東京理科大学特任副学長	副会長	
井野瀬 久美恵	甲南大学文学部教授	副会長	
花木 啓佑	東京大学大学院工学系研究科教授	副会長	
小森田 秋夫	神奈川大学法学部教授	第一部会員	第一部
佐藤 岩夫	東京大学社会科学研究所教授	第一部会員	第一部
杉田 敦	法政大学法学部教授	第一部会員	第一部
大政 謙次	愛媛大学農学部客員教授	第二部会員	第二部
森 正樹	大阪大学大学院医学系研究科消化器外科学教授	第二部会員	第二部
山極 壽一	京都大学総長	第二部会員	第二部
土井 美和子	国立研究開発法人情報通信研究機構監事	第三部会員	第三部
岡 眞	東京工業大学大学院理工学研究科教授	第三部会員	第三部
安浦 寛人	九州大学理事・副学長	第三部会員	第三部
小松 利光	九州大学名誉教授	第三部会員	副会長
小林 傳司	大阪大学理事・副学長（教育担当）	連携会員	副会長

【課題別委員会】

○委員の決定（追加 1 件）

(科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
和田 章	東京工業大学名誉教授	連携会員

提案 10 は報告のため、別添 2 参照。

番号	国際会議等	会 期		開催地及び用務地	派遣候補者 (職名)	備考
			計			
1	第16回国際生化学分子生物学連合 (IUBMB)会議	7月17日 ～ 7月21日	5 日	バンクーバー カナダ	菊池 章 第2部会員 大阪大学大学院医学系研究科分子病態生化学教授	IUBMB分科会 第3区分
2	国際数学連合数学教育委員会総会	7月24日	1 日	ハンブルク ドイツ	藤井 斉亮 連携会員 東京学芸大学教育学部教授	数学教育分科会 第3区分
3	第41回宇宙空間研究委員会 (COSPAR)科学総会	7月30日 ～ 8月7日	9 日	イスタンブール トルコ	中村 卓司 連携会員 国立極地研究所副所長	COSPAR分科会 第1区分
4	国際地理学連合(IGU)2016年国際地 理学会議および執行委員会	8月18日 ～ 8月25日	8 日	北京 中国	氷見山 幸夫 第3部会員 北海道教育大学名誉教授	IGU分科会 第1区分
5	第34回南極研究科学委員会(SCAR)総 会および公開科学会議	8月20日 ～ 8月30日	11 日	クアラルンプール マレーシア	伊村 智 特任連携会員 国立極地研究所教授	SCAR分科会 第1区分
6	2016年国際電波科学連合(URSI) ア ジア・太平洋電波科学会議(URSI AP- RASC 2016)	8月20日 ～ 8月26日	7 日	ソウル 韓国	八木谷 聡 連携会員 金沢大学理工研究域教授	URSI分科会 第3区分
7	国際理論応用力学連合(IUTAM)総会	8月21日 ～ 8月26日	6 日	モントリオール カナダ	佐野 理 特任連携会員 東京農工大学名誉教授	IUTAM分科会 第1区分
8	国際地質科学連合(IUGS)総会、理事 会	8月27日 ～ 9月3日	8 日	ケープタウン 南アフリカ	北里 洋 連携会員 東京海洋大学特任教授	IUGS分科会 第1区分
9	第35回万国地質学会議	8月27日 ～ 9月4日	9 日	ケープタウン 南アフリカ	齋藤 文紀 連携会員 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質情報研究部門首席研究員	INQUA分科会 第3区分
10	2016年海洋研究科学委員会(SCOR)総 会	9月5日 ～ 9月7日	3 日	ソボト ポーランド	山形 俊男 連携会員 国立研究開発法人海洋研究開発機構・アプリケーションラボ所長	SCOR分科会 第1区分

11	国際社会科学団体連盟(IFSSO)2016 年理事会および国際セミナー	9月9日 ～ 9月10日	2 日	バリ ----- インドネシア	西原 和久 特任連携会員 成城大学社会イノベーション学部心理社会学科教授	第一部国際協力分科会 第2区分
12	IAP執行委員会及びIAC理事会等ジョイ ント会議	9月25日 ～ 9月26日	2 日	北京 ----- 中国	大西 隆 第3部会員 豊橋技術大学長	国際委員会 第2区分

提案 1 2 は派遣事項のため、別添なし。

○平成28年度代表派遣実施計画の変更について

以下のとおり、開催期間及び開催地に変更があったため、実施計画の一部を変更する。

会議名称	派遣候補者(職名)	派遣期間(会期分)	開催地(国)	備考
ICSU/フューチャーアース委員会	安成 哲三 連携会員 人間文化研究機構総合地球研究学研究所所長	平成28年6月29日 ～6月30日	ウィーン(オーストリア) ↓ <u>トウーン(スイス)</u>	開催地の変更 ※ 実施計画及び派遣者については共に第225回幹事会(平成28年2月26日開催)にて承認済み。
世界科学フォーラム(WSF) 運営委員会	花木 啓祐 第3部会員 東京大学大学院工学系研究科教授	平成28年5月 予定 ↓ <u>平成28年7月14日～16日</u>	未定(ヨルダン) ↓ <u>アンマン(ヨルダン)</u>	日程ならびに開催地の変更 ※ 実施計画及び派遣者については共に第225回幹事会(平成28年2月26日開催)にて承認済み。